

第 10 号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件

神戸市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年 5 月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(施設)		(施設)	
第 4 条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。		第 4 条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。	
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 玉津南公 民館	会議室、和室、 <u>調理室</u> 、 体育室及びロビーその他 の便益施設	神戸市立 玉津南公 民館	会議室、和室、体育室及 びロビーその他の便益施 設

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第8条関係）

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

ア 神戸市立住之江公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室、 第2会議室又は 第3会議室	800円	500円	500円	500円	800円
	第4会議室	2,400円	1,600円	1,600円	1,600円	2,400円
調理室		1,400円	900円	900円	900円	1,400円
体育室		900円	600円	600円	600円	900円

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室、 第2会議室又は 第3会議室	800円	500円	500円	800円
	第4会議室A	1,000円	700円	700円	1,000円
	第4会議室B	1,400円	900円	900円	1,400円
	第4会議室A 及び第4会議 室B	2,400円	1,600円	1,600円	2,400円
調理室		1,400円	900円	900円	1,400円
体育室		900円	600円	600円	900円

イ 神戸市立葺合公民館

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	

会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	1,500円	[略]
和室		[略]	500円	500円	500円	[略]
体育室		[略]	1,400円	1,400円	1,400円	[略]

ウ 神戸市立清風公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室、第4会議室又は第5会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室、第3会議室、第6会議室又は第7会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
和室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
調理室		[略]	900円	900円	900円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から）	午後			夜間（午後6時から午
			（正午か	（午後2	（午後4	

会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	[略]
和室		[略]	500円	500円	[略]
体育室		[略]	1,400円	1,400円	[略]

ウ 神戸市立清風公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）	
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）		
会議室	第1会議室、第4会議室又は第5会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]	
	第2会議室、第3会議室、第6会議室又は第7会議室	[略]	500円	500円	[略]	
和室		[略]	1,000円	1,000円	[略]	
調理室		[略]	900円	900円	[略]	
体育室		[略]	1,000円	1,000円	[略]	

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から）	午後		夜間（午後6時から午	
			（午後1時から	（午後3時から		

		ら正午まで)	ら午後2時まで)	時から午後4時まで)	時から午後6時まで)	後9時まで)
会議室	第1会議室、 第2会議室、 第4会議室又は第5会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
	第3会議室A	[略]	1,500円	1,500円	1,500円	[略]
	第3会議室B 又は第6会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
和室	第1和室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2和室	[略]	500円	500円	500円	[略]
体育室		[略]	2,200円	2,200円	2,200円	[略]

オ 神戸市立南須磨公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
和室		[略]	500円	500円	500円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]

		ら正午まで)	午後3時まで)	午後5時まで)	後9時まで)
会議室	第1会議室、 第2会議室、 第4会議室又は第5会議室	[略]	500円	500円	[略]
	第3会議室A	[略]	1,500円	1,500円	[略]
	第3会議室B、 第6会議室又は第7会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
和室	第1和室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2和室又は第3和室	[略]	500円	500円	[略]
体育室		[略]	2,200円	2,200円	[略]

オ 神戸市立南須磨公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	[略]
和室		[略]	500円	500円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	[略]

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室又は第4会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	1,500円	[略]
	和室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	調理室	[略]	900円	900円	900円	[略]
	体育室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室又は第6会議室	800円	500円	500円	500円	800円
	第5会議室又は	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室又は第4会議室	[略]	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	[略]
	和室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	調理室	[略]	900円	900円	[略]
	体育室	[略]	1,000円	1,000円	[略]

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室又は第6会議室	800円	500円	500円	800円
	第5会議室又は	1,500円	1,000円	1,000円	1,500円

	は第8会議室					
	第7会議室	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円
和室		800円	500円	500円	500円	800円
調理室		1,400円	900円	900円	900円	1,400円
体育室		1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

(2) [略]

	は第8会議室				
	第7会議室	3,000円	2,000円	2,000円	3,000円
和室		800円	500円	500円	800円
体育室		1,800円	1,200円	1,200円	1,800円

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前の公民館の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の神戸市公民館条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な新条例第5条第1項の許可、新条例第8条の使用料の収受その他必要な行為は、施行日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

理 由

公民館の施設等を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。